

貯蓄預金

令和元年10月1日現在

1. 商 品 名	貯蓄預金
2. 販 売 対 象	・ 個人のみ
3. 期 間	・ 特に期間の定めはありません
4. 預 入 (受 入) (1) 預 入 (受 入) 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	・ 随時預入 ・ 1円以上 ・ 1円単位
5. 払 戻 (支 払) 方 法	・ 随時払戻しできます
6. 利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法	・ 5階層の金額階層別金利設定 (10万円未満、10万円以上、30万円以上、50万円以上、100万円以上) を行い、毎日の最終残高がそれぞれの金額階層に該当する期間について、当該期間における店頭表示のそれぞれの金額階層の利率を適用します ・ 年2回 (3月、9月) の当金庫所定の日に元金に組入れします ・ 1年を365日とする日割計算 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円として利息を計算します
7. 税 金	・ 利息には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります
8. 手 数 料	・ スイングサービスの取扱いにあたっては、スイング1回毎に110円の手数料を徴求します
9. 付加できる特約事項	・ 「普通預金」との間で資金を移動させるスイングサービスの取扱いができます ・ マル優の取扱いができます
10. 中途解約の取扱い	—
11. 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧くださいか、または窓口へご照会ください

貯蓄預金

12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫の平日営業日に、営業店または「お客様サポート室」（9時～17時、電話：0800-800-3345）にお申し出ください ・ 紛争解決措置 札幌弁護士会（電話：011-251-7730）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫の平日営業日に、上記「お客様サポート室」または北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です また、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）をご利用の際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります 詳しくは、東京三弁護士会、「お客様サポート室」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください
13. その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取はできません ・ 「総合口座」の取扱いはできません ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息等が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預積金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。）

◎くわしくは窓口にお問い合わせください。